”まち”づくりは”人”づくり

Iizuka City

まちづくり協議会と描く 飯塚の未来

～まちづくり協議会活動・運営指針～　第2版



このまちのこれからを、「知る」から「関わる」へ。

まちづくり協議会が歩んできた道のりと、これから一緒につくっていきたい未来を紹介します。

この第2版は、あなたが地域と出会い、次の一歩を踏み出すための道しるべです。

さぁ、あなたの出番です



あなたの「困ったな。」や「こうだったらいいな。」が地域の未来を築いていく！
「まちづくり協議会」は、あなたの出番を待っています。

令和８年４月発行

市民協働部 まちづくり推進課

電話：0948-96-8256
FAX：0948-22-5526
machizukuri@city.iizuka.lg.jp



まちづくり協議会とは

まちづくり協議会は、地域の住民や団体が中心となり、行政と協働して、地域の課題解決や活性化に取り組む組織です。

飯塚市には12の「まちづくり協議会」があり、自治会、こども会、体育振興会、青少年健全育成会、地域福祉ネットワーク、学校など、さまざまな団体で構成されています。



まちづくり協議会と描く飯塚の未来～第2版～

目次

CONTENTS 01
はじめに
P 1

CONTENTS 02
まちづくり協議会の
構成イメージ
P 2

CONTENTS 03
まちづくり協議会の
主な役割・機能
P 3

CONTENTS 04
まちづくり協議会の
事業概要
P 4

CONTENTS 05
こんなまちづくりを
目指しています
P 5

CONTENTS 06
まちづくり協議会が
できること
P 6

CONTENTS 07
いいづか市ができること
P 7

CONTENTS 08
補助金の対象となる経費
P 8

CONTENTS 09
まちづくり協議会
補助金申請スケジュール
P 9

CONTENTS 10
まちづくり協議会の
活動状況
P 10～P12

CONTENTS 11
みんなのまちづくりフェスタ
P 13

CONTENTS 12
まちのみらいを一緒に考えよう
P 14

CONTENTS 13
指定管理者制度の
導入に向けて
P 15～p16

まちづくり協議会と描く
飯塚の未来～第2版～





目次

CONTENTS 14

実施計画

P 17～P22

CONTENTS 15

さいごに

P 22

次のまちづくりへ
― 第2版策定の背景と目的 ―

本計画は、「新しいまちづくりに向けて（第1版）」に基づく取組の成果と課題を踏まえ、まちづくり協議会の活動をより持続可能なものとするため改訂したものです。

なお、本冊子は、まちづくり協議会の活動を進めるうえでの一つの手引きとして整理したものであり、各地区の実情や創意工夫を尊重しながら活用されることを期待しています。

これまで、各地区において様々な実践が積み重ねられ、地区の特色を活かしたまちづくりが進められてきました。一方で、担い手の固定化や高齢化、地区間の温度差、財源のあり方など、新たな課題も見えてきました。

また、「みんなのまちづくりフェスタ」をはじめとする取組を通じて、地区を越えた連携の可能性や、市民協働の広がりも生まれています。こうした動きを一過性のものにせず、次の段階へとつなげていくことが求められています。

第2版では、
■若年層の参加促進
■みんなのまちづくりフェスタを核とした連携の強化
■持続可能な組織運営への見直し
■情報発信の充実
■財源の確保と運営基盤の強化

を柱とし、今後5年間の実施方針を整理しました。
本計画は、市だけの計画でも、地域だけの計画でもありません。
市民と行政がそれぞれの役割を尊重しながら、ともに支え合い、学び合い、行動していくための道しるべです。

社会情勢の変化や制度の見直しなどにも柔軟に対応しながら、地域の実情に即した協働のまちづくりを着実に進めていきます。

CONTENTS 01 ｜ はじめに

飯塚市のまちづくり協議会へようこそ！

飯塚市は、「市民と行政が協働で創るまち」を基本理念に掲げ、平成24年度に市内12地区に「まちづくり協議会」を設立しました。地域ごとの課題解決に向け、市民と行政が手を携えて活動してきました。これにより、市民一人ひとりが地域づくりに参加し、より良いまちを作るための土台が築かれました。

社会環境や生活スタイルが変化し、人と人とのつながりの希薄化が加速するなかでの地域コミュニティが求められています。

「地域の自治を担う組織、地域の中核となる組織」「地域のコミュニティを活性化する組織」として、12地区のまちづくり協議会が連携しながら、地域にあった活動を進めていきましょう。

「まちづくり協議会」活動のふりかえり

年度	主な出来事	取組の背景・ポイント
平成24年度	飯塚市内12地区に「まちづくり協議会」を設立	東日本大震災や飯塚市の水害を契機に、市民と行政が協働し、地域課題の解決に向けた取組がスタート
平成25年度	「新しいまちづくりに向けて（第1版）」作成	協働のまちづくりを進めるため、「活動初期・中期・醸成期」に区分し計画書を作成
平成30年度	地区公民館を「交流センター」へ機能強化	地域住民が気軽に集い、交流・話し合いができる拠点として、まちづくり活動が活発化
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動は一時停滞		
令和2年度	「飯塚市協働のまちづくり推進条例」施行	市民・地域活動団体・市民活動団体・行政が一体となった協働体制を制度として位置づけ
令和4年度	会場参加とオンライン参加の両方ができる事例発表会を開催	会場参加とオンライン参加を併用し、停滞していた活動が少しずつ再開
令和5年度～	「みんなのまちづくりフェスタ」へ発展	関係者中心の事例発表会から、市民参加型イベントへと進化し、認知と参加が拡大

CONTENTS 02 まちづくり協議会の構成イメージ

「まちづくり協議会」は、地域に住んでいる人や地域のいろいろな団体が力を合わせて、住みやすくて元気なまちをつくっていくためのチームです。地域の困りごとをみんなで話し合って、市とも協働しながら、まちを良くしていく活動をしています。

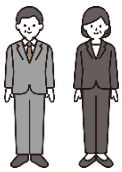


協議会にはまちの様々なヒーローがいます！

自治会長



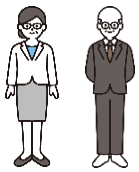
まちづくり協議会会長



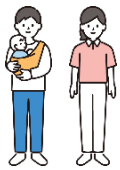
民生委員・児童委員



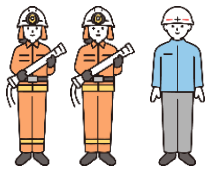
保護司



小・中学校保護者



消防団員



地域住民



地域に貢献する様々な団体の会長たち！

CONTENTS 03 まちづくり協議会の主な役割・機能

まちづくり協議会は、地域課題の解決や地域づくりを支え、住民と市が協働して地域の未来を創ります。次に、その具体的な役割と機能について紹介します。

01

地域課題の把握

地域の問題を住民と話し合いや調査を通じて明らかにします。まちづくり協議会は、課題を共有し、解決に向けたアイデアを出し合い、効果的な対策を考えます。地域の実情を正確に把握することで、より良いまちづくりを進めます。

02

地域住民の交流促進

地域のつながりを強化するためのイベント（祭り・マルシェ・運動会）や、活動の場を提供します。交流を通じて共感と信頼が生まれ、互いに理解を深めることで、住民が協力して地域の課題解決に向けた行動を起こす基盤が作られます。

03

地域団体の連携調整

構成団体（自治会、こども会、NPO法人等）の協力関係を築き、情報共有とリソース活用を促進します。まちづくり協議会は、連携しやすい環境を整え、課題解決に向けた協働活動を推進します。団体間の調整は、効率的な活動を実現し、地域課題への対応力を高めます。

04

課題解決に向けた「まちづくり計画」の策定と実行

予算内で実現可能な課題解決策を盛り込んだ「まちづくり計画（実施計画）」を作成し、明記された課題や目標に基づいて具体的な活動を進めます。まちづくり協議会は、地域の実情に合った計画を実行することで地域の発展と活性化を目指します。

05

市と地域のパイプ役

まちづくり協議会が市と地域住民をつなぐ役割を担い、情報の橋渡しや意見交換を行います。市の方針や施策を地域に伝え、地域の声を市に届けることで、地域課題の解決を促進します。

06

これらの役割と機能はあなたの手のひらに

まちづくり協議会の役割と機能は、地域の課題を解決するための強力なツールですが、それを実現するのは地域に住む皆さんの力です。あなたの手のひらにあるその力が、地域を変え、より良いまちづくりを実現する鍵となります。

まちづくりには、若い世代のアイデアと経験豊富な世代の知恵が必要です。あなたの力を活かすことで、地域の未来は変わります。
まずは「まちづくり協議会」の役割と機能を知り、理解することが大切です。

CONTENTS 04 まちづくり協議会の事業概要

地域課題に応じた事業を実施

12のまちづくり協議会、12の未来の扉、12の夢が広がる！

地域の課題を解決するため以下のような取組が挙げられます。

■ 安心して暮らせるまちづくり

・防犯、防災、交通安全の取組

・地域の見守り活動

・災害に備えた学習や訓練

■ 人と人が支え合うまちづくり



・高齢者や子育て世代を支える福祉活動

・健康づくり、体力づくりの取組

・人権啓発、男女共同参画の推進

■ 子ども・学び・文化を育てるまちづくり



・青少年の健全育成・教育、生涯学習の取組

・文化・芸術・地域の歴史を大切にする活動

■ にぎわいと魅力をつくるまちづくり

・地域イベントの開催



・産業、観光の振興・地域の魅力発信

■ 人が集い、つながる場づくり

・住民のふれあいの場の創出

・世代を超えた交流の促進



■ 協議会を支える運営・基盤づくり

・まちづくり協議会の運営

・法人設立や指定管理者制度導入に向けた準備

・活動を続けるための体制づくり

CONTENTS 05 こんなまちづくりを目指しています

「飯塚市協働のまちづくり推進条例」とは？

この条例は、市民のみなさん、地域で活動する団体、市民活動団体、事業者、そして市が、お互いの立場や得意なことを生かしながら、よりよい地域をつくっていくための考え方をまとめたものです。人権を大切にし、男女共同参画の視点をふまえ、みんなで支え合いながらまちづくりを進めていくことを目指しています。

1.協働の推進

市民や地域の団体、市民活動団体、事業者、市が、情報を共有しながら意見を出し合い、それぞれができる形で地域の課題に取り組みます。協働とは、「みんなで力を合わせて地域をよくしていくこと」です。

2. 市民の役割と自治会加入

市民は地域の大切な担い手です。地域に関心を持ち、自分にできることから参加することが求められています。自治会は地域を支える活動の一つです。誰もが参加しやすい形で地域づくりに関わることが大切です。



3.まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、地域の課題を話し合い、解決に向けた取り組みを進めるための中心的な組織です。市民やさまざまな団体と協力しながら、地域に合った活動を進めていきます。

4. 市の役割と支援

市は、市民や団体の自主的な活動を尊重し、協働が進むように情報提供や人材育成、活動のサポートなどを行います。地域が元気になるよう、関係する団体と連携しながら環境づくりを進めます。

5. 市職員の参加

市職員も地域の一員として、協働の大切さを理解し、地域活動への参加や支援を通じて、条例の考え方を実践します。

CONTENTS 06 まちづくり協議会ができること

まちづくり協議会は、以下のことが実現可能です。

01 地域の実情に応じた取組ができます

協議会で意見交換を行い、地域で優先順位の高い事業から実行に移すことができます。
（例）防災力の強化や意識向上のため、先進地の視察や講師を招いて講演会を開催
地区・地域間の交流不足という課題を解消するため、ふれあいイベントを実施

02 ネットワークを活かした活動を展開できます

構成・協力団体（社会福祉協議会、消防団等）の多様な主体が連携・協力することで、地域のネットワークを生かした活動が展開できます。
（例）高齢者支援の課題に対して、協議会に参画している地区社協などの団体と提携し、困りごとの「相談受付・お助け活動・ふれあい訪問」の体制を構築

03 地域内で効率的な事業展開ができます

協議会の中で地域内の課題を情報共有し、解決することで、今後地域内で重複しないよう、整合性のある活動につなげることができます。
（例）まつり等複数の団体がそれぞれ実施していたものを、協議会で統合して実施することにより、イベント運営の効率化を図り、運営側の負担を軽減

04 交流センター単位でのスケールメリットを発揮

自治会の単位では対応できないことや自治会をまたがる地域課題に対して、協議会で対応することができます。また、担い手不足により各団体単独では難しくなった活動を連携し実施することができます。（例）自治会等の単位を超えた防犯パトロールの実施

05 連帯感の醸成や、地域を担う人材の育成につながります

協議会で様々な団体や住民が活動することで、地域に一体感が生まれ、地域活動への参加が活発になるなどの効果が期待できます。また、今後のまちづくりの担い手を育てることができます。例）協議会にPTAなど若い世代が参画し、地域の担い手候補として育成

06 行政と一緒に課題を解決します

地域課題に対して、協議会と行政の連携で取り組むことができます。
（例）行政との連携により、例えば、カーブミラーの設置や横断歩道の新設などを実現

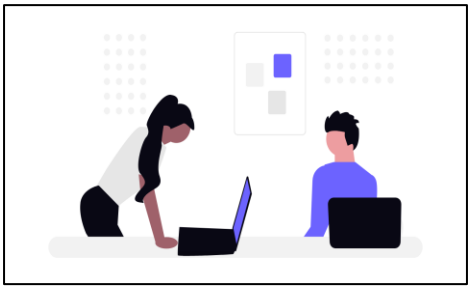
まちづくり協議会は、行政と対等な立場で協働し、地域の中核として住民に開かれた組織です。地域の価値を共有し、協力しながら誰もがいきいきと暮らせるまちを、共に築いていきましょう。

CONTENTS 07 | いいづか市ができること

いいづか市は、まちづくり協議会と“対等なパートナー”として、地域づくりを支え合っています。地域をよく知る協議会と連携し、3つの側面から取組を後押ししています。

01 人的支援

センター職員などが伴走支援し、活動の相談や調整を行います。



●協議会との連携

→ 担当職員などが会議などへ参加し、行政とのパイプ役を担います。

●活動支援・助言

→ 事業計画の作成、住民との合意形成、広報物の作成支援など。

02 財政的支援

補助金制度により、活動に必要な経費の一部を助成します。



●補助金の交付

→ 協議会の取組に対して補助金を交付し、活動を後押しします。

●使途の柔軟性

→ 備品やイベント、講師依頼など、使い道はさまざま。地域の困りごとに合った使い方ができるよう、協議会ごとの自由な工夫が可能です。

03 地域の拠点（交流センターの設置および管理運営）支援

地域活動の“場”となる交流センターを整備し、協議会の取組を支えます。



●場所の提供

→利用目的に応じて使用料を減免します。
（飯塚市交流センター条例施行規則第13条）

●地域の「集いの場」づくりの支援

→ 地域住民が集う“居場所”として、協議会の企画に柔軟に対応。高齢者や子育て世代の交流など、地域課題に応じて活用できます。

これらの支援を通じて、まちづくり協議会と市が共に歩むことで、持続可能で魅力ある地域づくりをめざしています。

CONTENTS 08 ｜ 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業の実施に直接関連する費用に限られます。なお、対象事業についてはCONTENTS04（P4)をご参照ください。

対象経費（例）

謝礼金	講師や有識者への謝礼、視察団体への謝礼（手土産）
旅費	外部講師の交通費や宿泊費、市外会議などへの出席に伴う実費
消耗品費	コピー用紙や事務用品、参加賞、記念品
燃料費	草刈り機等で使用する燃料代
印刷製本費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷・製本費用
通信運搬費	電話料金、切手代、はがき代
手数料	振込手数料、クリーニング代
保険料	ボランティア保険、損害保険
使用料	備品レンタル料、高速道路の通行料、会場使用料
原材料費	工作教室で使う材料（紙、木材）、料理教室で使用する食材
負担金	講座・研修等への参加費、受講料
備品購入費	机、椅子、パソコンなど、活動に必要な物品の購入費用



対象外経費（例）

飲食に関する費用	懇親会や打ち上げなどの飲食費
人件費・謝礼等	まちづくり協議会構成員への謝礼や報酬
個人的な経費	プライベートな支出とみなされるもの
公共性を欠く費用	政治活動または宗教活動に関する経費全般 特定の団体や個人の利益に偏るもの

◎補助対象外の経費について飲食費など、補助金の対象外となる経費には、協議会の自主財源を活用できます。補助金とうまく組み合わせて、バランスのよい事業運営を心がけましょう。

＜自主財源の例＞

自治会からの負担金・寄付金・協賛金・参加費・物品販売による収入　など

CONTENTS 9 ｜ まちづくり協議会補助金申請スケジュール

まちづくり協議会の事業は、以下のステップに沿って進められます。

	項目	時期
1	**●地域課題の抽出・事業の振り返り** **●実績報告書（前年度）の提出** 地域の困りごとややりたいことを集め、前年度の取組を振り返る。	**4月～5月**
2	**●実施事業案の検討・優先順位付け** 中長期（３年・５年）の目標を設定し、事業の優先順位を決める。	**6月～７月**
3	**●まちづくり計画書案の作成・承認** 考えた内容を計画書にまとめ、協議会の会議などで承認を得る。	**8月～9月**
4	**●まちづくり計画書等を市に提出** まちづくり推進課に「まちづくり計画書」を提出し、次年度に実施予定の事業内容および必要となる事業費の予算額を提示する。	**10月上旬**
5	**●補助金交付申請書類の作成・提出** 決定した予算額に応じてまちづくり計画書の内容を修正し、補助金申請書、まちづくり協議会規約、役員名簿、収支予算書などを添付のうえ、まちづくり推進課へ提出する。	**2月末～3月**

この５ステップを通じて、地域の皆さんから寄せられた声やアイデアを一つひとつ計画に反映し、安全・安心なまちづくりをみんなで実現していくことができます。

今後も地域住民や行政、関係団体が力を合わせ、協働を推進しながら、誰もが暮らしやすい飯塚市を共に創り育んでいきましょう。

CONTENTS 10 ｜ まちづくり協議会の活動状況

12地区まちづくり協議会では以下のような活動を行っています。



飯塚片島まちづくり協議会

「飯の山まつり」をはじめ「学習支援会」「茜染め体験会」や「まちなかイルミネーション大作戦」などを通して地域の絆を育み、「避難所運営」も地域の力で助け合いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。



菰田まちづくり協議会

地域の皆さまがまちづくりの意識を高める楽しいイベント等を企画し、参加していただくことにより自治会加入促進にも力を入れております。また「近畿大学九州短期大学」や「ゆめタウン飯塚」との連携により様々な事業を行っています。



立岩地区まちづくり協議会

令和6年度に結成された次世代コミュニティ「もくようび。」は、立岩地区に関わる若い世代が多彩なイベントや情報をゆるやかに発信。若い力を地域に活かし、みんなで創り上げる新しいまちづくりを目指しています。



飯塚東地区まちづくり協議会

毎週水曜朝に「ひがし食堂」で子どもたちへ朝食を提供し、健やかな成長を支援しています。スーパー流しそうめんや夏のカレー大会も開催し、地域ぐるみで楽しくあたたかいまちづくりを進めています。

CONTENTS 10 ｜ まちづくり協議会の活動状況

12地区まちづくり協議会では以下のような活動を行っています。



一般社団法人

二瀬まちづくり協議会

二瀬地区では、住民が主体となり、センターまつりやウォーキング大会、バスハイクなどを実施し、地域内外の交流を深めています。また、山笠二瀬流を支援するなど、活気あるまちづくりを目指しています。



一般社団法人

幸袋まち まちづくり協議会

地域の未来を担う住民とともに、誰もが安心して暮らせる元気なまちを目指しています。「幸ふくろう」がInstagramやホームページで活動を愉快に発信しています。



鎮西地区まちづくり協議会

地域の絆を深めるため、「竜王まつり」、「どんど焼きまつり」を開催し、住民の交流を促進しています。また、スポーツなどで活躍する地域の若者を表彰し、地域の人材育成に努めています。



鯰田地区まちづくり協議会

「まつり鯰田」、「体育祭」、「こどもマルシェ」、「どんど焼き」「ウォークラリー大会」などの地域活動を通じ地域住民の交流を促進しています。また、地域の防災・環境・福祉活動を行い安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

CONTENTS 10 ｜ まちづくり協議会の活動状況

12地区まちづくり協議会では以下のような活動を行っています。



穂波まちづくり協議会

穂波まち協は４小学校区で構成された大きな協議会です。それぞれの小学校区には、特色ある文化や風習が根付いており、これらを活かした取組を展開しつつ、校区の垣根を超えたイベントの開催にも力を入れています。



筑穂地区まちづくり協議会

「ちくほのまち協通信」、「ちゃぶ台会議」、「ようこそ大先輩」、「映画を見る会」、「地域福祉講座（これまでの福祉とこれからの福祉）」や共催事業（星空を見る会）等を展開し、筑穂のまちづくりを推進しています。



庄内地区まちづくり協議会

「ふれあい庄内子ども食堂」や「メタセコイアのイルミネーション」、地域キャラクター“ふきぼうや”などを通じ、多世代交流と安心できる地域づくりを進めています。



嶺田まちづくり協議会

「かいたまちづくりフェスタ」や「ウォークラリー」などの活動に、地域住民が真摯かつ熱意をもって取り組んでいます。防災や環境美化、見守り活動を通じて子どもを育み、地域の未来を切り拓くまちづくりを推進しています。

CONTENTS 11 ｜ みんなのまちづくりフェスタ

12地区「まちづくり協議会」の取組を一度に知ることができるのが「**みんなのまちづくりフェスタ**」です。フェスタでは、各地区の特色を展示や体験で紹介します。また、ステージ発表では、事例紹介や地元名産の抽選会などが行われ、毎回たくさんの笑顔でにぎわいます。

まちづくり協議会の活動を「見て・知って・体験」できるフェスタは、地域に関心を持つきっかけや、活動に参加する第一歩につながっています。

フェスタの様子













12地区まちづくり協議会が考えた、防災や子育て、スポーツや文化に関する地域の多彩な活動を体験できます。地域の新しい魅力や仲間と出会えるチャンス！次は、あなたも参画してみませんか？

CONTENTS 12 ｜ まちのみらいを一緒に考えよう

飯塚市では、市民、行政、地域団体が協働し、活力ある持続可能なまちづくりを目指しています。市は、まちづくり協議会と共に、次に掲げる取組を進めます。

01

地域活動を共に支える人材を育てよう

対話術やワークショップなどを通じて地域活動に参加する人材を育て、特に若い世代を巻き込むことで、地域社会の活性化に繋がります。市は、まちづくり協議会の人材育成活動をサポートし、共に取り組んでいきます。

02

地域課題の把握と解決に向けて一緒に取り組もう

地域の課題を把握するため、まちづくり協議会と市が連携して、より効果的な手法を考え、地域に最も必要な解決策を見つけ出します。まちづくり協議会と市が協働し、地域課題に対する解決策を共に考え、実現に向けて一丸となって取り組んでいきます。

03

事業のスクラップ＆ビルドの視点を

限られた補助金を効率的に活用するため、既存の事業を見直し、必要な事業に支援します。市はまちづくり協議会に対し、「スクラップ＆ビルド」の視点で、地域課題に対応する事業などに補助金を交付し、効果的なまちづくりを進めていくことを期待しています。

04

3年・5年の計画で地域をもっとよくするために

3年・5年ごとの目標を設定し、進捗を評価しながら計画的に活動を進めていくことが大切です。活動の成果を見える化し、より良い地域社会を築いていきましょう。市は、まちづくり協議会が計画的に事業を組み立て、持続可能なまちづくりを共に実現できるようサポートしていきます。

05

指定管理者制度で地域づくりを考えてみよう

指定管理者制度を活用し、まちづくり協議会が交流センターを運営することで、地域に密着した柔軟な管理が可能となります。まちづくり協議会と共に、地域のニーズに合ったサービス提供を進めていけるよう、サポートしていきます。

06

一緒に未来へ！

いいづか市の未来は、市民一人ひとりの力にかかっています。あなたの参加が、住みやすく、元気なまちを作り上げる力となります。みんなで力を合わせて、より良い未来を築いていきましょう！

まちづくり協議会は、行政と対等な立場で協働し、地域の中核として住民に開かれた組織です。地域の価値を共有し、協力しながら誰もがいきいきと暮らせるまちを、共に築いていきましょう。

CONTENTS 13 指定管理者制度の導入に向けて

① 協働による施設運営へ

地域の力を活かした運営への転換

交流センターは、地域活動や住民交流を支える身近な拠点として重要な役割を担ってきました。さらに、避難所としての機能やクーリングシェルターとしての役割も果たし、地域の安心な暮らしを支えています。今後、人口減少や担い手不足など社会環境の変化が進む中においても、地域に寄り添った運営を継続していくため、新たな運営手法として指定管理者制度の導入を検討します。

本制度は、行政が役割を手放すものではなく、地域の力を活かしながら、より柔軟で持続可能な施設運営を目指すものです。

② 協働のまちづくりの未来

交流センター指定管理の取組

地域主体の運営をさらに進めるため、令和8年度から2地区（二瀬・幸袋）のまちづくり協議会を指定管理者とする交流センターの指定管理者制度がスタートします。交流センターを住民の手でよりよく育てる、大きな一歩です。

●協議会が指定管理を担う意味

①地域の視点で運営改善
・住民ニーズに基づき講座や利用環境を改善
②市との協働による質の向上
・双方で課題を共有し、解決のスピードを向上
③持続可能なまちづくりの推進
・交流センター運営事業や担い手育成を通じ、地域循環型の仕組みを構築

●協議会の法人化による運営基盤の強化

先行する2地区のまちづくり協議会は、指定管理に必要な責任と透明性を確保するため、一般社団法人として法人化し、組織運営の基盤を整えています。
・組織としての意思決定の明確化
・財務・契約の透明性に確保
・担い手育成や業務継続性の強化

法人化により、より安定した体制で地域の交流センター運営に臨むことが可能になります。

② 協働のまちづくりの未来

交流センター指定管理の取組

●ロールモデルとしての役割

先行とする2地区は、これから指定管理を目指す他の地区の“ロールモデル（模範事例）”となることを期待されています。地域の実情に合わせた運営改善、利用者の声の反映、行政との協働の在り方など、センター運営のノウハウを蓄積し、全市的なまちづくりの底上げに貢献します。

●先行地区から広がる“協働モデル”

令和8年度の2地区の取組を通して、「地域と行政がともに育てる交流センター」の新しいモデルを確立し、市がその取組を情報発信しながら、他地区にも展開していくことを推進していきます。

●未来へ

交流センターの指定管理は、協議会にとって単なる業務ではなく、地域の未来をつくる協働のプロジェクトです。住民の声を聴き、行政と連携しながら、誰もが利用しやすく、地域に愛されるセンターを目指します。

もっと身近に、もっと自由に、地域の力で未来へつなぐ！！



CONTENTS 14 実施計画

① この計画の位置づけと計画期間

この計画の位置づけ

本計画は、「協働のまちづくり推進条例」の理念を踏まえ、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、まちづくり協議会の活動と運営の基本的な考え方や方向性を示したものです。これは、行政だけの計画ではなく、また、地域だけの計画でもありません。

■各地区まちづくり協議会の活動のよりどころ
■地区まちづくり計画を支える共通のビジョン

として位置づけます。社会の変化にあわせて、必要に応じて見直しながら、作り上げていく計画です。

計画期間

計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

■毎年度、活動を振り返ります
■状況に応じて柔軟に調整します



② 基 本 理 念 と 基 本 方 針

基本理念

「人権を大切にする市民協働のまち」









基本方針

まちづくり協議会が地域の実情に応じて市民参画を促進し、地域内の多様な団体（各種団体、NPO、事業者等）との連携を図りながら、協働による持続可能な地域づくりを推進します。市は、その取組を支援し、ともに協働のまちづくりを推進します。

①担い手を広げる
子どもから高齢者まで、多様な人が関われる場をつくる。

②課題を見つけ、ともに解決する
地域の声を大切にしながら、部会や団体の連携で課題に向き合う。

③つながりを広げる
まちづくり協議会同士の交流や情報共有を進め、良い取組を広げる。

④続けられる仕組みをつくる
組織体制や財源の工夫を行い、持続可能な運営を目指す。

③ 重 点 取 組 と こ れ か ら の 流 れ

これから特に力を入れること

今後5年間は、次の5つの柱を中心に取組を進めます。
これらは単年度で完結するものではなく、各年度の状況や地域の実情に応じて、継続的に推進していきます。

【柱１】若い世代が関わるきっかけづくり
次代の担い手育成を見据え、若年層が地域活動に参加しやすい仕組みやモデル事業の実施を進めます。

【柱２】まちづくり協議会相互の交流・連携の推進
まちづくりフェスタや連携事業などを通じて、地区間の交流や学び合いを促進し、取組の横展開を図ります。

【柱３】持続可能な組織運営への見直し
地域課題に応じた効果的な取組を進めるため、助成団体との連携や役割分担を強化し、事業内容の整理と連携の充実を図ります。また、補助金の運用については、固定的な運用にとらわれず、柔軟に対応することで持続可能な運営体制を構築します。

【柱４】情報発信の充実
活動の見える化を進めるとともに、多様な媒体を活用し、地域活動への関心と参加の広がりを目指します。

【柱５】財源の確保と運営基盤の強化
安定した運営基盤を確立するため、補助金の活用に加え、自主財源の確保や指定管理者制度の導入を検討し、財源の多角化と持続可能な財務基盤の構築を目指します。

③ 重 点 取 組 と こ れ か ら の 流 れ

5年間の進め方

本計画は、5つの柱を軸として、令和8年度から令和12年度までの5年間、各地区まちづくり協議会代表者連絡会議を通じて意見交換を重ねながら推進します。

年度ごとの具体的な取組内容については、地域の実情や社会情勢の変化を踏まえ、各地区のまちづくり協議会において主体的に協議・決定されるものとします。市はその取組が円滑に進むよう、必要な支援を行います。また、特定の年度に取組を固定するのではなく、5つの柱を相互に関連付けながら、段階的かつ柔軟に推進していきます。

各年度の重点取組については、各協議会において振り返りを行い、代表者連絡会議で共有・整理した上で、その結果を次年度の取組に反映します。

年度取組の周知方法

毎年度の取組内容および実施状況については、市民およびまちづくり協議会に対して、次の方法により共有・周知します。

【まちづくり協議会に対して】

■各まちづくり協議会が、事業の結果を踏まえた「年度活動のふりかえり（実績報告）」を作成し、協議会内で共有・整理します。

【市民に対して】

■センターだよりやまち協だより等による活動報告
■まちづくりフェスタ（事例発表会）等において取組を紹介
■交流センター事業（生涯学習事業等）を通じた地域への情報共有

④ 成 果 の 見 え る 化

成果の可視化

活動の成果を確かめるため、以下の目安を設定し、進捗と効果を確認します。

■前年度事業の評価（ふりかえり）
■若年層が関わる事業の実施件数と内容
■地区間連携事業の実施件数と内容
■まちづくりフェスタの来場者数と事例報告
■協働のまちづくりを推進する団体との連携事業数および内容

⑤ 進 行 管 理 と ふ り か え り

進行管理と成果の検証

1.地区での事業実施

各地区まちづくり協議会が、地域課題解決を反映した「まちづくり計画」に基づき事業を実施します。市は、必要に応じて助言や調整を行い、活動を伴走支援します。

2.年度末のふりかえり（自己評価）

実施した事業について、成果や工夫点、課題等を整理し、次年度に向けた改善点を確認します。参加状況や新たな担い手の関わり、団体間連携の状況なども含め、多面的にふりかえりを行います。

3.まちづくり協議会代表者連絡会議を通じた市との対話

定期的にまちづくり協議会代表者連絡会議を開催し、市と各地区まちづくり協議会が地域の状況や共通課題について意見交換を行います。また、先進的な取組や実践事例を共有し、成果の見える化と相互の学び合いにつなげます。

4.次年度への反映（改善・見直し）

対話を通じて整理された課題や成果を、次年度の事業計画や取組内容へ反映します。必要に応じて取組方法の見直しや新たな事業の検討を行い、持続可能なまちづくりにつなげます。

CONTENTS 14 実施計画

⑥ 役 割 と 支 え 合 い

それぞれの役割を生かした支え合いの推進

まちづくりは、だれか一人が担うものではありません。
・自助：一人ひとりの関心と参加
・共助：地域団体どうしの支え合い
・協助：市民と行政の協働
・公助：行政による制度的支援

それぞれの役割を尊重しながら、支え合う関係を築きます。
財源についても、補助金の活用だけでなく、自主的な取組の可能性を探ります。

CONTENTS 15 さいごに

と も に 歩 む こ れ か ら の ま ち づ く り

まちは、関わる人の数だけ前に進む

本計画は、まちづくり協議会の「完成形」を示すものではありません。地域や社会は常に変化し、まちづくりに終わりはないからです。

これまでいいづか市では、地域で活動する一人ひとりの想いと行動によって、協働のまちづくりが育まれてきました。祭りや防災活動、見守り、子どもたちの居場所づくり――その積み重ねこそが、このまちの力であり、未来へ受け継がれる財産です。

これから求められるのは、特別な誰かではありません。「できる人が、できることを、できるところから関わる」その一歩が人をつなぎ、地域を動かし、まちの未来を形づくっていきます。

市は、地域の自主性を尊重しながら支える存在として、ともに歩み続けます。この計画が、次のまちづくりへ進むための道しるべとなることを願っています。

さあ、次はあなたの番です。

～まちづくり協議会活動風景～























いいづか市
市民協働部 まちづくり推進課
〒820-8501　福岡県飯塚市新立岩５番５号
0948-96-8256
machizukuri@city.iizuka.lg.jp

【使用素材】Canva・ソコスト・unDraw・いらすとや・ICOOON MONO（アイコーンモノ）